

令和3年度第10回常設審議委員会議事録

- 1 日 時 令和4年1月24日(月) 9時55分開会 11時3分開会
 2 場 所 倉吉市「倉吉シティホテル」
 3 出席者
 (1) 常設審議委員 16名／21名（出席者は別紙名簿のとおり）
 (2) 鳥取県経営支援課
 大山町農業委員会
 南部町農業委員会
 農業会議
 倉益、山根、岡田、中嶋
 4 議 事

発言者等	議 事 要 旨
1 開 会 事務局 (山根)	(午前9時55分) 定刻より若干早いですが、出席予定の委員の皆様がお揃いになりましたのでただ、今より令和3年度第10回常設審議委員会を開会いたします。 まず、本会会議規則第7条に基づき、出席委員数の報告をいたします。 本日の常設審議委員の出席は、別紙名簿のとおり、21名中、16名の出席で、常設審議委員会運営規程第4条第4項に基づく定足数の過半数に達しており、本委員会が成立することをご報告いたします。 なお、本日は公務都合により欠席されておりますが、八頭町の吉田町長が12月22日の理事会で常設審議委員への就任が承認されましたのでご報告いたします。 あわせて、2号会員で県町村会推薦の学識経験者会員としても承認されましたのでご報告いたします。 それでは、ここで小林会長に挨拶をお願いします。
2 会長挨拶 (概要)	皆さん、おはようございます。農業会議の小林でございます。 開会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。新たな年を迎え、本日、令和3年度第10回常設審議委員会を開催致しましたところ、皆様にはご多用のところ出席を賜わり誠に有難うございます。 さて、新型コロナウイルスの感染症につきましては、感染者発生から今年で3年目を迎えることになりました。鳥取県におきましても、ワクチン接種の効果があってか、昨年11月、12月は感染者ほぼゼロで経過致しており、終息方向に向かっていと思われていたましたが、ここに来て従来のデルタ株より感染力の強いとされる変異種のオミクロンという変異株が発見され、世界を掛け巡り感染急拡大の状況となっている所であります。日本では第6波に入ったと言われております。今年に入ってから、日本で感染者200万人を超えたと言われ、また1日での新たな感染者も5万人を超す勢いがあります。このことは、社会全体に大きく影響しており当組織運営におきましても、本日出席の各位をはじめ関係のみなさんに多大のご心配とご迷惑をおかけしており、感染を最小限に備えて日常業務に専念して行かなければならないと思っております。 また、第208回通常国会が17日召集されました。感染が再拡大している新型コロナウイルスへの対応が最大の焦点であり、新型コロナに打ち勝つことに全身全霊で取り組むと、岸田

事務局 (山根)	首相は施政方針演説の中で発言がありました。19から21日には衆参両院の本会議で各党が代表質問されており、24日、本日以降、22年度予算の審議が本格化していくものと思われます。その中で、農政では、米をはじめコロナ過の影響を受ける農産物の需給対策などを巡る論戦が焦点になってくるのではないのでしょうか。農林水産関係予算は、2兆2,777億円、米の転作助成に当たる水田活用の直接支払交付金は前年同額の3050億円を計上し、21年度補正予算と合わせ転作助成には3500億円を充てるとされており、飼料用米を巡る助成や同交付金の対象水田の見直しが議論されるのではないかと考えられます。 農水省提出の6法案では、喫緊の課題であります生産基盤の強化、農業経営基盤強化法等の改正案、「人・農地」関連法案、農家の減少が進む中、地域農業の将来像を描く「人・農地プラン」の法定化・10年後の目指すべき農地利用である「目標地図」等、生産現場にもかかわる大きな改正なるのではないと思っています。我々農業委員会系統組織といたしましても国会審議を注視しなくてははいけません。 なお、本日の常設審議委員会におきましては、報告事項、審議事項につきましては、農地法第5条の規定に基づく意見聴取事案について、大山町1件、南部町1件計2件であります。情報提供につきましては、令和4年度の農業委員会・農地関係予算についてを用意しておりますので、本日は十分な審議をお願いしまして、開会の挨拶といたします。よろしくお願いいたします。 ありがとうございました。 それでは、以降、農業会議定款第44条、運営規程第4条第3項の規定に基づき、小林会長に議長として進行いただきます。
3 議事録署 名人の選任 小林議長	それでは議事に入らせていただきます。 議事録署名人の決定でございますが、慣例により議長から指名してよろしいか、お諮りいたします。 (異議なし)
小林議長	それでは、濱田委員（鳥取市農業委員会）、福田委員（琴浦町農業委員会）の両名を指名いたします。
4 報告事項 小林議長	それでは、日程に基づき、報告事項です。 (1) 先月の農地転用許可状況について、報告願います。
県経営支援 課	(資料1により説明)
小林議長	皆さんからご質問、意見がございましたらどうぞ。 (質問・意見なし)
4 議 事 小林議長	議事に入ります。 議案第1号を説明下さい。
事務局	今月の農地法第4条、第5条の規定に基づく県全体の一覧表を

説明いたします。
(一覧表を説明)

今日は、第5条案件で、2件、大山町、南部町の各農業委員会から1件意見聴取がございました。

なお、2件とも5,000㎡を越えておりますので、説明の後、現地調査の報告をお願いしたいと思います。

それでは、大山町農業委員会から説明いただきます。
よろしくお願いいたします。

大山町農委

失礼いたします。大山町農業委員会で局長をしております、[REDACTED]
[REDACTED]と申します。今日はどうぞよろしくお願いいたします。大山町
 の案件につきまして説明は[REDACTED]の方からさせていただきますので
 よろしくお願いいたします。

大山町農委

おはようございます。大山町農業委員会事務局[]です。それでは座って説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。資料2-1に基づきまして説明させていただきます。

土地の所在ですが、XXXXXXXXXXXX、面積合計で7,325㎡の転用になります。

現在の営農状況としましては、

転用事業者ですが、所在は[REDACTED]
[REDACTED]、事業といたしましては、こちらに記載
のとおりであります。自然エネルギーを活用された事業を展開
されております。

転用目的といたしまして太陽光発電施設、工事期間が転用許可日から令和4年8月31日まで、発電期間は20年間を予定しておられます。総発電量としまして741.6kw、毎年、166所帯分の電力を発電する規模であります。十分な広さを確保できる土地で太陽光発電施設が計画されたものとしております。

農地の区分であります、[REDACTED]
 ので第2種農地ということいたしております。許可根拠は代替地なしで、営農条件は、先程も説明いたしました、[REDACTED]

であることを確認しております。

代替地についてですが、本申請地周辺で必要規模を満たす候補地を複数検討したが、地形的に日射量が期待できない、接道がなく資材搬入に難がある等、必要規模を満たす土地がなかったということです。

他法令の許認可状況ではありますが、農振法は該当ございませんでした。経産省の再エネ発電事業計画認定、中国電力の系統連系承諾、開発協議等、記載のとおり手続きがなされております。

規模の妥当性ですが、申請面積は7,325㎡で、パネル枚数1,648枚で妥当な規模であります。

被害防除の関係ですが、盛り土を行います、法面保護として種子吹付を行います。地域住民からの要望により、南側住宅からは緩衝地帯として8m設けます。また、敷地外周には高さ1.5mのフェンスを設置いたします。雨水の排水対策といたしまして縦横に幅50cmの素掘り水路を約30本設置し、既設の排水路へ到達させます。雑草対策は事業者が行い、敷地内で一切の除草剤の使用は行わないということであり、また、年4回の草刈、排水

路の点検を行うということを確認しております。

資金調達計画については、自己資金で賄うということで残高証明で確認しております。経費は記載のとおりであります。撤去費については、本年7月から義務化をされます国の廃棄費用積立制度による外部積立を行うこととしております。

3ページに移りますけれども、農業の公共投資はされていない土地でありました。また、土地改良区以外のその他の関係権利者からの同意であります、

当農業委員会の意見、審議の概要ですが、農地転用の許可基準に合致し、転用はやむを得ないではないかと意見決定してございます。

以上で説明を終わります。

小林議長

説明が終わりました。それでは、ここで現地調査の報告を恩田副会長お願いします。

恩田副会長

現地調査の報告をいたします。去る1月13日、

実施いたしました。

場所は、

現地を確認いたしました。現在、保全管理がされていて、これをなげておきますと耕作放棄地になるという懸念がある状況で、ちょうど良い時に太陽光発電施設が設置されるのではないかと皆さんが感じたと思う次第であります。また、草刈についても業者が責任を持って4回、見回りをしながらやっていくということでございます。また、水量計算については、水害、予測しない水量が出てくることがないようやっただいていいるということでありまして、その責任は業者がきちんと持つということでありました。太陽光発電施設については、水量計算と反射光の問題、どことも厳しくやっている状況であります。我々としてはきちんとしたものを出してほしいと伝えて、出来ていたことを確認した次第であります。

以上、現地確認の報告とさせていただきます、質問についてはお答えしてまいります。

小林議長

ありがとうございました。ご質問等は一括してお受けしますので続けて、南部町農業委員会、説明して下さい。

南部町農委

失礼します。

南部町農業委員会事務局のと申します。よろしく申し上げます。それでは、南部町の農地法第5条に基づく転用案件で、30aを超える事案について説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

それでは、資料2-2の1ページ、30aを超える事案説明資料をご覧ください。土地の所在等は、

次に資料4ページの位置図をご覧くださいと分かりやすいかと思いますが、申請地は

資料2ページをご覧ください。2番の現在の営農状況につきましては、周辺は圃場整備がされておらず不整形な農地であり、土地改良区も該当がなく、不整形で営農不向きな農地です。近年の利用については、申請地の5筆全てが保全管理の状況にあります。

続きまして3番目の転用事業者ですが、事業所が[REDACTED]にあり、事業内容としましては、冷凍魚介類の販売や太陽光発電設備事業等を営んでおられる[REDACTED]でございます。

4番の転用目的につきましては、用途が太陽光発電設備施設で、工事期間は許可日から令和4年12月31日までになります。発電期間は令和5年10月31日から令和25年10月30日までとなり、発電出力は北側の申請地が249.9kw、南側の申請地が249.9kwで、十分な広さを確保できる土地で太陽光発電設備が計画されたものでございます。

5番の立地基準、(1)農地区分と(2)許可根拠規定につきましては、資料5ページの間接図をご覧くださいとわかりやすいかと思います。

(3)営農条件でございます。営農状況と立地条件につきましては、申請地は、東側に山林が面し、農業公共投資のされていない不整形で生産性の低い農地であります。隣接する農地は、水路及び耕作路が確保されているため、営農条件に影響を及ぼすことはございません。

(4)代替地等につきましては、高圧発電のため、ある程度以上のまとまった面積規模が必要であり、かつ近隣住宅等から程よく距離があるため、反射光の影響がないこと及び営農状況から本申請地以外にはいずれも地権者との条件を満たす用地がないことから選定したということでございます。

6番の一般基準の(1)他法令の許認可につきましては、農振法の該当ではございません。

(2)規模の妥当性につきましては、申請地面積が北側3,204㎡、南側3,896㎡、計7,100㎡で、パネル設置数が北側1,432枚、南側1,416枚、計2,848枚であり、妥当な転用規模であるため、事業規模として妥当であると判断しました。

(3)、営農及び、造成被害防除計画等の措置につきましては、資料6ページ及び7ページにある土地利用計画図をご覧くださいとわかりやすいと思います。周囲を敷地境界から50cmの距離をとり、赤い点線で囲われている部分に、高さ120cm～150cmのフェンスで囲みます。また、フェンスからパネルまでは100cm距離をとります。

次に、資料10ページ及び11ページにある排水計画図をご覧ください。盛土等の造成は行わず、フェンス内側の緑の線の部分に、土塁壁と流水路を設置します。雨水は排水計画図のとおり既存水路から町道沿いの用排水路へ流出します。また雨水の流量計算書を提出いただいております。

続いて用排水関係ですが、資料12ページにある用排水路をご覧ください。青い矢印が既存の排水路で、緑色の用排水路へ流出するようになっております。排水方法については地下浸透および既設の農業用排水路を通じて適切に排水し、異常気象やゲリラ豪雨の際に更なる対策が必要な場合は別途協議を行い、双方納得いく方法にて排水を行うこととなっております。隣接農地の所有者や耕作者、水利組合は同意確認済みです。雑草対策としては、雑草対策等管理者である[REDACTED]が見回り、定期的に除草

作業を行うこととなっています。

(4) 資金調達計画につきましては、事業計画に見合うだけの自己資金があることを残高証明により確認しております。なお、撤去費は国の廃棄費用積立制度により外部積立を行うということです。

7番の農業公共投資につきましては、該当はございません。

8番の土地改良区以外のその他関係管理者につきましては、周辺自治会へは隣接区域の住民世帯へ説明のうえ同意了承済みであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

小林議長

説明が終わりました。それでは、日野町の長住委員、現地調査の報告をお願いします。

長住委員

それでは現地調査の報告をいたします。1月13日午後2時から南部町役場天萬庁舎で実施いたしました。当日は、

調査いたしました。

説明の後、現地に出向きました。先程、説明がありましたように、

圃場整理がされていない、保全管理の状態の所でありました。水路も自然石を積み上げたような、昔ながらの水路であり、コンクリートを使ったようなものではありませんでした。圃場は幾分段差がありますが、現状のまま使用するという、排水は盛り土で取るということでございました。当日は、丁度、ものすごく雪が降って、細かいところまで見ることはできませんでしたが、説明のあったような場所で、工事終了後は事業者がきちんと年4回の草刈は行うということでありましたので、本案件については適当であると思った次第であります。以上、報告いたします。

小林議長

はい、ありがとうございました。それでは、説明、現地調査の報告が終わりましたので、委員の皆さんからご質問、意見を願います。

はい、全農県本部長どうぞ。

全農県本部
(尾崎 榎)

南部町の案件について一点教えていただきたい。工事期間が終ってから発電まで10ヵ月、間があるんですが、何か理由があったんでしょうか。

小林議長

はい、それでは事務局説明して下さい。

南部町農委

はい、南部町の でございます。そちらにつきましては確認しておりませんので、確認させていただいてよろしいでしょうか。

恩田副会長

私から説明させていただきます。転用は2カ所ですが、一方は大きな送電線が来ておりますが、一方の場所、3,896㎡の方は、送電線が細く、太いものに代えていけないといけない等、送電設備の方に時間がかかるということを聞いております。ご理解願いたいと思います。

小林議長

よろしいでしょうか。

全農県本部 (尾崎本部長)	分かりました。
小林議長	ありがとうございました。他にご質問、ご意見はございませんか。はい、長谷川委員どうぞ。
長谷川委員	大山町の案件について、縷々説明があったがその中で、折角図面が添付してあるのかにかかわらず、図面を利用した説明がなされていないということに残念さを感じました。もし、補足的にこういった所があることがあれば再びの説明をお願いしたい。
小林議長	それでは、事務局説明願う。
大山町農委 [REDACTED]	ありがとうございます。 そういたしますと、配置図、ページ番号ですと6ページになりますがご覧下さい。パネル、パワーコンディショナーの配置はご覧のとおりですが、図面の下、南側が、8mの緩衝地帯を設けると説明いたしましたが、ここが該当部分になります。また、高さ1.5mのフェンスを周囲に設けることにしております。また、7ページの造成平面図をご覧下さい。こちらは、造成するところで、黄色が切り土する部分、赤色が盛り土をする部分となります。盛り土をするところは道路に向かって下がっているため、盛り土をして勾配を取る形になっております。基本的には、ご覧のとおり、盛り切りする部分は少ない、現状の土地のまま使うということでございます。素掘り水路については30本と説明させていただきましたが、縦横に張り巡らせてありまして、真ん中あたりに水路がございまして、それに集水して放水するというものでございます。以上であります。
小林議長	長谷川委員、今の説明でよろしいでしょうか
長谷川委員	先程の説明より具体的に分かります。今後の説明につきましても、図面に基づいて説明いただくようご指導をお願いします。
小林議長	はい、分かりました。今後そのように気をつけます。 そのほか、ご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし)
小林議長	それでは、お諮りします。 まず、大山町の案件について、異議なしとしてよろしいか、賛成の方は挙手願います。 (全員挙手)
小林議長	ありがとうございました。それでは異議なしといたします。 それでは、次に南部町の案件についてお諮りします。 異議なしとしてよろしいか、賛成の方は挙手願います。 (全員挙手)
小林議長	ありがとうございました。それでは異議なしといたします。

5 情報提供 小林議長 (事務局) 倉益 小林議長	それでは、情報提供の説明をお願いします。 (1) 令和4年度農業委員会・農地関係予算について、事務局説明して下さい。 (資料3-1、2により説明) 説明が終わりました。 委員の皆さんからご質問、意見をお願いいたします。 (質問・意見なし)
6 その他 小林議長 小林議長	それでは、その他として皆さんから何かございますか。 (事務局から次回開催日等の日程について報告) 委員の皆様から何かございますか。 (意見なし)
7 閉 会 小林議長	それでは、以上をもちまして、本日の常設審議委員会を閉会いたします。(11時3分)